

動薬協会発 8 号
平成27年4月6日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顕
(公 印 省 略)

北朝鮮に対する全面輸入禁止措置等の継続について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より、通知がありましたのでお知らせします。

平成26消安第6843号

平成27年4月1日

公益社団法人

日本動物用医薬品協会 理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



北朝鮮に対する全面輸入禁止措置等の継続について

このことについて、総括審議官（国際）から別添のとおり通知があったので、貴傘下団体等へ周知をお願いいたします。





26国際第1344号
平成27年3月31日

消費・安全局長 殿

総括審議官（国際）

北朝鮮に対する全面輸出入禁止措置等の継続について

平成18年10月14日より北朝鮮からの輸入禁止等の措置を、平成21年6月18日より北朝鮮への輸出の禁止等の措置を実施しているところですが、3月31日の閣議決定により、北朝鮮とのすべての貨物の輸出入禁止等の措置が平成29年4月13日まで延長されます。

つきましては、下記の事項に十分御留意の上、貴局庁関係団体及び団体傘下企業等に周知徹底いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、農林水産省としては、この輸出入禁止措置の適切な実施に資するよう、大臣官房国際部国際経済課貿易関税等チーム貿易企画班（電話：03-6744-1501）において、関係業者等からの問い合わせに応ずることとしておりますので、併せて御周知ください。

記

1 輸出入禁止措置

- (1) 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物について、輸出を禁止。
- (2) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、輸入を禁止。

2 輸出入禁止措置に関連する措置

- (1) 北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を禁止。
- (2) 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払を禁止。

経済産業省ホームページのサイトにも措置について掲載されましたので、そちらも参照ください。

※URL：<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150331001/20150331001.html>



平成27年3月31日

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮輸出入禁止措置を 延長しました

経済産業省は、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成27年3月31日閣議決定)に基づき、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入禁止等の措置を引き続き講ずることとしました。
具体的な内容は、以下のとおりです。

1. 措置の内容

- (1) 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、輸出を禁止します(関係条文:外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)第48条第3項)。
- (2) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物について、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止します(関係条文:外為法第52条)。
- (3) これらの措置に万全を期すため、次の取引等を禁止します。
 - ① 北朝鮮と第三国との間の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)(関係条文:外為法第25条第6項)
 - ② 輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払(関係条文:外為法第16条第5項)
- (4) 人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとします。

2. 措置の期間

上記の措置は、平成27年4月14日から平成29年4月13日までの間、実施します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 高見 牧人

担当者: 田村、熊野

電話:03-3501-1511(内線 3241~5)

03-3501-0538(直通)